（外国生産行程管理者）

第四十二条　第二十七条の規定は、法第十六条第一項第二号の農林物資の生産行程を外国において管理し、又は把握するものとして農林水産省令で定めるものについて準用する。

（外国流通行程管理者）

第四十二条の二　第二十八条の二の規定は、法第十六条第一項第二号の農林物資の流通行程を外国において管理し、又は把握するものとして農林水産省令で定めるものについて準用する。

（登録認証機関の登録の更新に係る準用）

第四十三条　第三十九条の規定は法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の登録の更新の申請について、第四十条の規定は法第十七条第二項において準用する法第十四条第一項の農林水産省令で定める区分について、第四十一条の規定は法第十七条第二項において準用する法第十六条第一項の登録の更新について、それぞれ準用する。この場合において、第三十九条第二項中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類（既に農林水産大臣に提出されているものからその内容に変更がない書類を除く。）」と、同項第二号ホ中「業務又はこれに」とあるのは「業務に」と、同項第五号中「第十六条第一項第二号」とあるのは「第十七条第二項において準用する法第十六条第一項第二号」と読み替えるものとする。

（登録認証機関の申請書の添付書類の記載事項の変更の届出）

第四十四条　登録認証機関は、第三十九条第二項第二号（ホを除く。）、第五号又は第六号（これらの規定を前条において準用する場合を含む。）に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、別記様式第三号による届出書を、センターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

（登録認証機関の地位の承継の届出）

第四十五条　法第十八条第二項の規定による届出をしようとする者は、別記様式第四号による届出書に登録認証機関の地位を承継したことを証する書面を添えて、センターを経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

（登録認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準）

第四十六条　法第十九条第二項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　法第十条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項、第三十条第一項から第三項まで、第三十一条第一項及び第三十三条第一項の認証の実施方法に関する基準

イ　認証をしようとするときは、当該認証の申請に係る第二十九条各号（第五十五条において準用する場合を含む。）、第三十三条各号（第五十六条において準用する場合を含む。）、第三十六条各号又は第三十八条の三各号（第五十八条の三において準用する場合を含む。）に掲げる事項（以下この項において「認証事項」という。）が第二十九条（第五十五条において準用する場合を含む。）、第三十三条（第五十六条において準用する場合を含む。）、第三十六条又は三十八条の三（第五十八条の三において準用する場合を含む。）の規定により農林水産大臣が定める認証の技術的基準であって当該申請をした者（以下この号において「申請者」という。）に係るもの（以下この項において単に「認証の技術的基準」という。）に適合することについて、書類審査及び実地の調査（個人の能力を認証しようとする場合にあっては、書類審査及び能力の試験）を行い、その結果を検証することにより確認すること。

（外国生産行程管理者）

第四十二条　第二十七条の規定は、法第十七条の二第一項第二号の農林物資の生産行程を外国において管理し、又は把握するものとして農林水産省令で定めるものについて準用する。

（外国流通行程管理者）

第四十二条の二　第二十八条の二の規定は、法第十七条の二第一項第二号の農林物資の流通行程を外国において管理し、又は把握するものとして農林水産省令で定めるものについて準用する。この場合において、第二十八条の二第三号及び第六号中「輸入業者」とあるのは「輸出業者」と読み替えるものとする。

（登録認定機関の登録の更新に係る準用）

第四十三条　第三十九条の規定は法第十七条の三第二項において準用する法第十六条第一項の登録の更新の申請について、第四十条の規定は法第十七条の三第二項において準用する法第十六条第一項の農林水産省令で定める区分について、第四十一条の規定は法第十七条の三第二項において準用する法第十七条の二第一項の登録の更新について、それぞれ準用する。この場合において、第三十九条第二項中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類（既に農林水産大臣に提出されているものからその内容に変更がない書類を除く。）」と、同項第二号ホ中「業務又はこれに」とあるのは「業務に」と、同項第五号中「第十七条の二第一項第二号」とあるのは「第十七条の三第二項において準用する法第十七条の二第一項第二号」と読み替えるものとする。

（登録認定機関の申請書の添付書類の記載事項の変更の届出）

第四十四条　登録認定機関は、第三十九条第二項第二号（ホを除く。）、第五号又は第六号（これらの規定を前条において準用する場合を含む。）に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、別記様式第三号による届出書を農林水産大臣に提出しなければならない。

（登録認定機関の地位の承継の届出）

第四十五条　法第十七条の四第二項の規定による届出をしようとする法人は、別記様式第四号による届出書に登録認定機関の地位を承継したことを証する書面を添えて、農林水産大臣に提出しなければならない。

（登録認定機関の認定に関する業務の方法に関する基準）

第四十六条　法第十七条の五第二項の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　法第十四条第一項から第三項まで、第十五条第一項、第十五条の二第一項、第十九条の三並びに第十九条の四の認定の実施方法に関する基準

イ　認定をしようとするときは、当該認定の申請に係る工場、ほ場、事業所又は流通行程における第二十九条第一項各号、第二項各号若しくは第三項各号（これらの規定を第五十五条において準用する場合を含む。）、第三十三条各号（第五十六条において準用する場合を含む。）又は第三十六条各号に掲げる事項（以下この項において「認定事項」という。）が第二十九条（第五十五条において準用する場合を含む。）又は第三十六条の規定により農林水産大臣が定める認定の技術的基準であって当該申請をした者（以下この号において「申請者」という。）に係るもの（以下この項において単に「認定の技術的基準」という。）に適合することを書類審査及び実地の調査により確認すること。